

公益財団法人全日本軟式野球連盟 公認指導者制度運営要領 改訂対比表

No.	現行	改定案	備考
1.	<p>(指導者資格の義務化)</p> <p>第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟（以下、「都道府県支部」という）及び都道府県末端支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチ、<b>マネージャー等</b>でベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、義務付けする資格及び講習会は次の通りとする。</p> <p>(1) 日本スポーツ協会（以下、JSPO という）公認スポーツ指導者制度に規定される資格</p> <p>(2) 「一般財団法人全日本野球協会（以下、BFJ という）・「一般社団法人日本野球機構（以下、NPB という）が主催する「野球指導者講習会 Baseball Coaching Clinic（以下、BCC という）のうち、履修証明書保有者</p> <p>(3) 日本野球協議会野球指導者資格の基礎 I（仮称）受講修了者</p> <p>(4) 全軟連が養成する指導者資格としての公認学童コーチ</p>	<p>(指導者資格の義務化)</p> <p>第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟（以下、「都道府県支部」という）及び都道府県末端支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、義務付けする資格及び講習会は次の通りとする。</p> <p>(1) 日本スポーツ協会（以下、JSPO という）公認スポーツ指導者制度に規定される<b>以下の資格</b></p> <p><b>・JSPO 公認コーチ3、公認コーチ1、公認スタートコーチ（スポーツ少年団）及び公認コーチングアシスタント*旧スポーツ少年団認定員から移行登録完了した者</b></p> <p><b>(2) 一般財団法人全日本野球協会（以下、「BFJ」という）公認野球指導者基礎 I（U12）</b></p> <p><b>(3) 全軟連公認学童コーチ</b></p>	<p>現行版「マネージャー等」を削除</p> <p>(1) 資格内容を明文化</p> <p>(2) 資格名称を更新</p> <p>(3) 資格名称に変更</p> <p>現行版(2)を削除</p> <p>現行版(3)(4)を繰り上げ</p>
2.	<p>(公認学童コーチの養成)</p> <p>第4条 都道府県支部は公認学童コーチの資格取得のため、養成講習会を実施する。</p>	<p>(公認学童コーチの養成)</p> <p>第4条 <b>全軟連は、公認学童コーチの養成のため、オンデマンドによる養成講習会を開催する。また、都道府県</b></p>	<p>オンデマンド形式追記</p>

	(1) 公認学童コーチ養成のため、都道府県スポーツ少年団等と調整の上、認定員もしくは認定育成員養成講習会を兼ねて開催することは差し支えない。	<u>支部でも集合講習会を開催し、公認指導者を養成することができる。</u>	現行版(1)を削除
3.	(指導者資格の検定及び審査) 第5条 全軟連は、都道府県支部が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、資格認定を行う。	(指導者資格の検定及び審査) 第5条 全軟連は、 <u>オンデマンド講習会ならびに</u> 都道府県支部が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、資格認定を行う。	オンデマンド形式追記
4.	(資格取得に係る免除制度) 第6条 公認学童コーチの取得希望者として、JSPO 公認スポーツ指導者制度に規定される資格保有者、「BFJ」・「NPB」が主催する「BCC」の対象カリキュラムを受講した者(履修証明書保有者)に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。 (1) 本規程第4条に定める指導者資格の取得希望者として、全軟連が認めた者に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。	(資格取得に係る免除制度) 第6条 公認学童コーチの取得希望者として、 <u>第3条(1)に記載の</u> JSPO 公認スポーツ指導者制度に規定される資格保有者、 <u>BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12) ならびに「BFJ」・一般社団法人日本野球機構(以下、「NPB」という)が主催する「野球指導者講習会 BCC(以下、「BCC」という)」</u> の対象カリキュラムを受講した者(履修証明書保有者)に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。	公認資格名称を追記 講習会名称を追記 (1)を削除 ※追加講習免除資格は第3条記載の資格のみとする。
5.	(登録及び更新) 第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記の通りとする。 (1) 講習会及び検定の後、適正と認めた者は、全軟連への登録手続きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録証」を交付し、登録名簿に登載する。 (2) 公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は資格有効期限が切れる6か月前まで	(登録及び更新) 第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記の通りとする。 (1) 講習会 <u>受講後</u> 、適正と認めた者は、全軟連への登録手続きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録証」を交付し、登録名簿に登載する。 (2) 公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は資格有効期限が切れる6か月前まで	検定を削除

	<p>に全軟連<u>または都道府県支部</u>が定めるリフレッシュ研修を受けなければならない。</p> <p>(3) BCC の修了者の公認学童コーチの認定、登録は下記の通りとする。</p> <p>①BCC 修了者に対して、BFJ 及び NPB より交付される「履修証明書」及び「申請書」を全軟連宛に提出し、全軟連が承認することで公認学童コーチとして認定される。</p>	<p>に全軟連が定めるリフレッシュ研修を受けなければならない。</p> <p>(3) BCC の修了者の公認学童コーチの認定、登録は下記の通りとする。</p> <p>①BCC <u>U12 指導者資格コース</u>修了者に対して、BFJ 及び NPB より交付される「履修証明書」及び「申請書」を全軟連宛に提出し、全軟連が承認することで公認学童コーチとして認定される。</p>	<p>現行版(2)の文言の一部を削除</p> <p>受講コース名称を追記</p>
6.	<p>(認定のための講習会及び受講料)</p> <p>第9条 指導者資格取得を希望する者は、次の科目を受講しなければならない。</p> <p>(1) 基礎理論 7時間</p> <p>(2) 実技 3時間</p> <p>(3) 受講料は、主催する支部が定める。</p>	<p>(認定のための講習会及び受講料)</p> <p>第9条 指導者資格取得を希望する者は、次の科目を受講しなければならない。</p> <p>(1) 基礎理論 <u>5時間</u></p> <p>(2) 実技 <u>1時間</u></p> <p>(3) 受講料は、<u>下記の通りとする。</u></p> <p><u>・オンデマンド講習会：4,000円(税込)</u></p> <p><u>・都道府県支部講習会：主催する支部が定める。</u></p>	<p>カリキュラム変更に伴う修正</p>
7.	<p>(資格更新のためのリフレッシュ研修)</p> <p>第10条 指導者資格を更新しようとする者は第9条(2)項に定める研修として、以下の研修会を受講しなければならない。</p> <p>(1) 全軟連が主催する成長期のスポーツ障害予防指導者講習会</p> <p>(2) <u>都道府県支部が主催し、全軟連が認めた講習会もしくは研修会</u></p> <p>(3) <u>その他全軟連が認めた講習会もしくは研修会</u></p>	<p>(資格更新のためのリフレッシュ研修)</p> <p>第10条 指導者資格を更新しようとする者は、以下の研修会<u>等</u>を受講しなければならない。</p> <p>(1) 全軟連が主催する成長期のスポーツ障害予防指導者講習会</p> <p>(2) <u>全軟連が主催するオンデマンド研修会</u></p>	<p>文言整理</p> <p>オンデマンド追加</p> <p>現行(2)(3)を削除</p> <p>*一貫性重視のため</p>

8.		<p>(登録認定日)</p> <p><b>第 12 条 登録認定の起算日は、4 月 1 日又は 10 月 1 日とする。</b></p>	新規追加
9.	<p>(登録料)</p> <p>第 14 条 登録料は以下の通りとする。なお、登録料の納入方法は、全軟連が定めるものとする。</p> <p>① 公認学童コーチ：500 円/1 年間</p>	<p>(登録料)</p> <p>第 14 条 登録料は以下の通りとする。なお、登録料の納入方法は、全軟連が定めるものとする。</p> <p>・公認学童コーチ：500 円 <b>(税込)</b> /1 年間</p>	税額追記
10.	<p>(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得)</p> <p>第 15 条 本規定第 4 条に定める資格保有者のうち、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度で定める次の資格取得を希望する者に対し、専門科目カリキュラムの一部を免除する。</p> <p>(1) 日本スポーツ協会公認コーチ 3</p> <p>(2) 日本スポーツ協会公認コーチ 1</p>	削除	カリキュラム時間数減のため、免除制度廃止

注記：罰則規程は、別途制定予定